(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の症状に類似する発熱や咳等の呼吸器症状を有している 患者(以下「コロナ類似症状患者」という。)が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受 診した場合においても診療できるよう、コロナ類似症状患者を診療する救急・周産期・小 児医療機関の体制を整備することを目的とし、大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状 患者診療医療機関(以下「コロナ類似症状患者診療医療機関」という。)を登録するために 必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要領において、「コロナ類似症状患者」とは、次の事項のいずれにも該当する患者をいう。
 - (1) 発熱又は咳等の呼吸器症状を呈する救急患者であること。
 - (2) 医師又は消防機関の救急隊(以下「救急隊」という。)が、「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(※)第7 指定感染症 1 (4)の「感染が疑われる患者の要件」を参考に、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われないと判断した患者であること。
 - (※)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発0308001号厚生労働省結核感染症課長通知。令和2年6月25日健感発0625第4号厚生労働省健康局結核感染症課長通知により一部改正。)の「別紙」。(「別紙」参照。)

(登録要件)

- 第3条 コロナ類似症状患者診療医療機関の登録要件は、次のとおりとする。
 - (1) 次のいずれかに該当する保険医療機関であること。
 - ア 救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により知 事が認定した救急病院又は救急診療所(救命救急センター及び二次救急医療機関)
 - イ 「周産期医療の体制構築に係る指針」(令和2年4月13日付け医政地発0413第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)に基づき、知事が指定した総合周産期母子医療センター又は認定した地域周産期母子医療センター
 - ウ 「精神科救急医療体制整備事業実施要綱」(平成20年5月26日付け障発第0526001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づき、知事が指定した病院群輪 番型の精神科救急医療施設又は身体合併症救急医療確保事業施設
 - (2) 救急隊等からコロナ類似症状患者の受入要請があった場合に、一時的にでも当該患者を受け入れ、診療できること。

ただし、受け入れたコロナ類似症状患者について、入院加療が必要と判断した場合、 満床等のやむを得ない事情により、入院措置が取れない場合には、他院への転院搬送を 行っても構わないものとする。

(体制確保のための措置)

第4条 知事は、コロナ類似症状患者診療医療機関の体制を確保するため、別に定める「大阪府新型コロナウイルス感染症類似症状患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業補助金交付要領」に基づき、コロナ類似症状患者診療医療機関に登録する医療機関に対し、院内感染防止対策に係る設備整備及び診療体制確保に必要な経費を補助するものとする。

(登録方法等)

- 第5条 コロナ類似症状患者診療医療機関への登録を希望する医療機関は、「コロナ類似症状患者診療医療機関登録申請書(様式第1号)」(以下「登録申請書」という。)を別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項により提出を受けた登録申請書の審査の結果、第3条の登録要件を満たしている場合は、当該医療機関をコロナ類似症状患者診療医療機関として登録する。
- 3 知事は、登録申請書に不備等があった場合には、申請した医療機関に対して補正を求めることができるものとする。
- 4 知事は、第1項の審査において、必要がある場合は関係書類の提出を求めることができるものとする。

(登録の通知)

第6条 知事は、前条第2項により、コロナ類似症状患者診療医療機関を登録した場合は、 当該医療機関に対し、その旨を通知するものとする。

(運用に関する事項)

- 第7条 知事は、登録したコロナ類似症状患者診療医療機関のリストを作成し、大阪府調整本部(大阪府入院フォローアップセンター)、府内各保健所、府内各消防機関及びコロナ類似症状患者診療医療機関(以下「関係機関」という。)に当該リストを共有し、運用するものとする。
- 2 コロナ類似症状患者診療医療機関は、救急隊等からコロナ類似症状患者の受入要請があった場合、原則、速やかに受け入れるものとする。
 - なお、第3条第2号ただし書きの転院搬送を行う場合は、当該コロナ類似症状患者診療 医療機関が転院先を調整するものとする。
- 3 救急隊等が、コロナ類似症状患者の受入れを要請するコロナ類似症状患者診療医療機関は、当該患者が発生した二次医療圏に所在するコロナ類似症状患者診療医療機関を原則とし、当該患者の症状その他事情がある場合には、他の二次医療圏に所在するコロナ類似症状患者診療医療機関への受入れも要請できるものとする。

(登録要件及び運用に関する事項の見直し)

第8条 知事は、新型コロナウイルスの感染状況及びコロナ類似症状患者診療医療機関の運用状況等から、必要に応じて、第3条の登録要件及び前条の運用に関する事項を見直すこ

とができるものとし、見直した場合は、速やかにコロナ類似症状患者診療医療機関に対し、 その旨を通知するものとする。

(登録の解除及び辞退)

第9条 知事は、新型コロナウイルスの感染状況から、コロナ類似症状患者診療医療機関の整備が必要でなくなった場合、登録の解除を行うことができるものとする。

なお、登録の解除を行った場合は、当該医療機関に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 第3条の登録要件を満たさなくなったコロナ類似症状患者診療医療機関は、知事に対して速やかに「コロナ類似症状患者診療医療機関登録辞退申請書(様式第2号)」(以下「辞退申請書」という。)を提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の辞退申請書を受領したときは、申請の内容を審査の上、速やかに登録を 解除するものとする。
- 4 辞退申請書を提出していないコロナ類似症状患者診療医療機関において、第3条の登録 要件を満たしていないことが判明した場合、知事は、当該医療機関に改善を求めるものと し、改善が見込めない場合には、前項の規定にかかわらず、登録を解除することができる ものとする。
- 5 第3項及び前項において、登録を解除した場合、知事は、速やかに当該医療機関へ登録 を解除した旨を通知するとともに、第7条のリストから当該医療機関を削除の上、改めて 関係機関に当該リストを共有するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和2年9月7日より施行する。

(別紙)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく 届出の基準等について

(平成18年3月8日健感発0308001号厚生労働省結核感染症課長通知。令和2年6月25日健感発0625 第4号厚生労働省結核感染症課長通知により一部改正。)

(別紙)

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)
- (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイル ス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの
- エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染 症を疑うもの
 - ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者 又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
 - ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった 者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス 感染症が疑われる
 - ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う
- ※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空 機内等を含む)があったもの
 - ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しく は介護していたもの
 - ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に 直接触れた可能性が高いもの